



2020年6月9日

会 社 名 ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社 代表者名 代表取締役社長 石 井 茂 (コード番号:8729 東証第一部)

ソニー生命の2020年3月末市場整合的エンベディッド・バリューの開示について

本日、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の 100%子会社であるソニー生命保険株式会社は、「2020 年 3 月末市場整合的エンベディッド・バリューの開示」を公表しておりますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

<添付書類>

「2020年3月末市場整合的エンベディッド・バリューの開示」リリース

以上

(お問い合わせ先)

ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社

IR部 電話: (03) 5290-6500 (代表) E-mail: <u>press@sonyfh.co.jp</u>

(ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社のホームページ)

https://www.sonyfh.co.jp/



News Release

2020年6月9日

ソニー生命保険株式会社

2020年3月末市場整合的エンベディッド・バリューの開示

ソニー生命保険株式会社(社長 萩本 友男)は、生命保険事業の企業価値を評価する指標の一つとして、European Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles©1(以下、MCEV Principles)に準拠した 2020 年 3 月末における市場整合的エンベディッド・バリュー(Market Consistent Embedded Value、以下「MCEV」)を以下のとおり開示します。

要 約

当年度末 (2020年3月末)の MCEV は以下のとおりです。なお、MCEV のうち当年度 (2019年度) に獲得した新契約の価値のことを以下、新契約価値と呼びます。

(単位:億円)

		2020年3月末	2019年3月末	増減
MO	CEV	17,135	17,202	▲ 67
	修正純資産	25,658	21,957	3,700
	保有契約価値	▲8,523	▲ 4,755	▲3,768

	2019 年度	2018年度	増減
新契約価値	669	913	▲ 244

以上

ソニー生命保険株式会社

〒100-8179 東京都千代田区大手町 1-9-2 大手町フィナンシャルシティ グランキューブ https://www.sonylife.co.jp (広報部) TEL:03-5290-6228

¹ Copyright © Stichting CFO Forum Foundation 2008



目次

1. はじめに	3
1. 1 MCEV について	3
1. 2 対象事業	3
1. 3 取締役会による認証	3
1. 4 第三者機関によるレビューについての意見書	4
1. 5 MCEV Principles への準拠	4
1. 6 MCEV の定義	4
1. 7 リスクフリーレートに国債レートを用いることについて	5
2. MCEV の計算結果	6
2. 1 MCEV の計算結果	6
2. 2 修正純資産	6
2. 3 保有契約価値	7
2. 4 新契約価値	8
2. 5 新契約マージン	8
2. 6 前年度からの変動要因分析	9
2. 7 センシティビティ(感応度分析)	12
3. 前提条件	16
3. 1 経済要因に係る前提条件	16
3. 2 将来の資産配分	22
3. 3 その他の前提条件	22
4. MCEV の計算方法	25
4. 1 対象事業	25
4. 2 子会社および関連会社の取扱方法	25
4.3 再保険の取り扱い	25
4.4 5年ごと利差配当契約の取り扱い	25
4. 5 MCEV	25
4. 6 修正純資産	25
4.7 必要資本	26
4.8 フリー・サープラス	27
4.9 保有契約価値	27
4.10 新契約価値	27
4. 11 確実性等価利益現価	27
4. 12 オプションと保証の時間価値	
4. 13 フリクショナル・コスト	
4. 14 ヘッジ不能リスクに係る費用	
4. 15 資本コスト率	
5. 第三者機関によるレビューについての意見書	
6 田海隹	29

1. はじめに

1. 1 MCEV について

このプレスリリースは、当社の生命保険事業に係る経済価値とその変動要因に関する情報を提供する ことを主な目的とするものです。

ョーロッパの主要保険会社の CFO (Chief Financial Officer) が参加する CFO フォーラムにより、 2004 年 5 月にヨーロピアン・エンベディッド・バリュー (European Embedded Value、以下「EEV」) 原則が公開されてから、ヨーロッパの大手生命保険会社を中心として EEV の開示が広く行われるようになりました。 EEV 原則では伝統的なエンベディッド・バリュー(Traditional Embedded Value)に対する批判への対応(オプションと各種保証に係るコストの適切な評価、他社との比較可能性の向上等)が図られ、これを機に市場整合的な評価手法の導入も進み、ヨーロッパの大手保険会社の多くが市場整合的な手法に基づく EEV を公表するようになりました。

しかしながら、EEV 原則では、MCEV を含め多様な計算手法が許容されていました。ヨーロッパの保険会社の多くが財務報告の一環として MCEV を公表し、内部管理ツールとしても使用するに至り、CFO フォーラムは、MCEV ディスクロージャーの基準を国際的に統一することで EV 情報を投資家にとって有益かつ適切なものとすべく、2008 年 6 月に MCEV Principles を公表しました。CFO フォーラムは 2016 年 5 月に MCEV Principles の改訂を行い、条件付きで EU ソルベンシー II の手法を認める事項を加えています。

当社では 2008 年 3 月末時点からこの MCEV Principles に準拠した MCEV を開示しています。

1. 2 対象事業

当社および当社の子会社²、関連会社が行う事業を対象としています。ただし、子会社および関連会社 については以下の額を修正純資産の計算に反映しています。

- ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社³は、純資産の部の合計額に、価格変動準備金および危険準備金を加算し、無形固定資産および修正共同保険式再保険に係る再保険貸(将来の償却コスト相当額)を控除した額
- SA Reinsurance Ltd.は、US-GAAP に基づく財務諸表(資産および負債の大部分は公正価値評価)における純資産の部の合計額
- Sony Life Singapore Pte.Ltd.は、日本の会計基準に基づく帳簿価格に為替評価の含み損益相当額 (税効果後) を考慮した額
- それ以外の会社については日本の会計基準に基づく帳簿価額

1.3 取締役会による認証

当社の取締役会は、ここに開示する EV は、1.5に記載されている非準拠項目を除き、MCEV Principles に定められた手法に準拠して計算されていることを認証します。

 $^{^2}$ ソニー生命保険株式会社は、ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社および SA Reinsurance Ltd.を 2020 年 1 月 29 日に完全子会社化しました。

 $^{^3}$ ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社は、2020 年 4 月 1 日付でソニーライフ・ウィズ生命保険株式会社へ商号(社名)を変更しました。

1. 4 第三者機関によるレビューについての意見書

当社は、MCEV評価について専門的な知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)である ミリマン・インク (Milliman, Inc.) に算出手法、前提条件および算出結果のレビューを依頼し、意見書 を受領しています。意見書の詳細については5. をご参照ください。

1. 5 MCEV Principles への準拠

当社の MCEV は MCEV Principles に定められる算出手法および前提条件に則って算出しました。 MCEV Principles への準拠にあたって留意すべき事項は以下のとおりです。

- MCEV Principles では参照金利としてスワップレートを用いることと定められていますが、本 MCEV 計算値では参照金利として国債レートを用いています。
- 本 MCEV 計算値は、当社の親会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社の連 結べースの値ではなく、当社のみに係る計算値です。
- 当社単体の計算値であるため、MCEV Principles に定める Group MCEV の計算は行っていません。
- 当社の子会社および持分法適用の関連会社については、生命保険事業としての評価は行わず、以下の額を修正純資産の計算に反映しました。
 - ・ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社は、純資産の部の合計額に、価格変動準備金および 危険準備金を加算し、無形固定資産および修正共同保険式再保険に係る再保険貸(将来の償却 コスト相当額)を控除した額
 - ・SA Reinsurance Ltd.は、US-GAAP に基づく財務諸表(資産および負債の大部分は公正価値評価)における純資産の部の合計額
 - ・Sony Life Singapore Pte.Ltd.は、日本の会計基準に基づく帳簿価格に為替評価の含み損益相当額(税効果後)を考慮した額
 - ・それ以外の会社については日本の会計基準に基づく帳簿価額

1. 6 MCEV の定義

MCEV Principles によると MCEV は以下のとおり定義されています。

MCEV は対象事業のリスク全体について十分な考慮をした上で、対象事業に割り当てられた資産から発生する現在および将来における株主への分配可能利益を現在価値評価したものです。MCEV は、金融市場で取引される金融商品の価格と整合的に評価した EV と言えます。

MCEV は修正純資産と保有契約価値から構成されています。

修正純資産は、計算基準日において対象事業に割り当てられた資産で、その時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額として計算されています。修正純資産は必要資本とフリー・サープラスに分けられます。

保有契約価値は確実性等価利益現価、オプションと保証の時間価値、フリクショナル・コスト、そしてヘッジ不能リスクに係る費用から構成されています。確実性等価利益現価は対象事業から発生する将来キャッシュ・フローに基づく利益の現在価値のことで、オプションと保証の時間価値は保険契約に内在したオプションと保証の時間価値をリスク中立シナリオに基づいて確率論的に評価したものです。ま

た、フリクショナル・コストは、将来の各時点における必要資本をサポートする資産の運用に係る経費 および税金の現在価値を意味し、ヘッジ不能リスクに係る費用とは、将来の当該リスクに係る資本を維 持するために必要な費用を現在価値評価したものです。なお、上記の4項目はすべて税引後で評価した ものになります。

各用語の詳細については4. をご参照ください。

1.7 リスクフリーレートに国債レートを用いることについて

EU ソルベンシーⅡでは、リスクフリーレートが満たすべき性質をいくつか示しています。そのうちの以下の点を考慮して、リスクフリーレートとしてはスワップレートではなく、国債レートを用いることとしています。

信用リスクがないこと

円については、日本政府が変動相場制のもとで通貨発行権を保持しており、円建国債は最も信用リスクが低い金融資産と考えられます。一方、スワップレートには、LIBORにかかわる信用リスクが含まれます。

実用性

これは、現実に投資可能でその収益を実際にリスクフリーの状態で確保できるかという観点です。 当社は経済価値ベースのリスク管理に取り組んでいますが、金利リスクの管理(ALM)においてス ワップ取引を利用した ALM を行うには、現行会計や現行ソルベンシー規制からの制約、上述の信 用リスク等の問題があるため、現実には ALM は国債を中心に行っています。

流動性

国債は、30年・40年といった長期の年限においても、高い流動性があります。

また、米ドルのリスクフリーレートについても国債レートを用いています。

2020 年 3 月末 MCEV に対するリスクフリーレートをスワップレートとした場合の影響は、2.7 をご参照ください。

2. MCEV の計算結果

2. 1 MCEV の計算結果

当年度末(2020年3月末)のMCEVは、新契約の獲得などによる増加要因と円金利の低下や株主配当などの減少要因が概ね相殺し、小幅な変化となりました。金利の大幅な低下により保有契約価値は大きく減少しましたが、ALMの効果(修正純資産の増加)によりその多くは相殺されています。

(単位:億円)

		2020年3月末	2019年3月末	増減
MO	CEV	17,135	17,202	▲ 67
	修正純資産	25,658	21,957	3,700
	保有契約価値	▲ 8,523	▲ 4,755	▲ 3,768

2. 2 修正純資産

修正純資産は、計算基準日において対象事業に割り当てられた資産で、その時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額として計算されています。具体的には、日本の会計基準に基づき、貸借対照表の純資産の部の合計額に、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、共同保険式再保険に係る再保険借(将来の利益相当額)、満期保有目的債券の含み損益、責任準備金対応債券の含み損益、土地・建物の含み損益を加え、退職給付の未積立債務、無形固定資産を控除した後、これら前9項目の税効果相当額を差し引いて、子会社および関連会社の評価損益を加えたものです。当年度末の修正純資産は、金利の低下による満期保有目的債券の含み益の増加等により、3,700 億円の増加となりました。その内訳は以下のとおりです。

		2020年3月末	2019年3月末	増減
修正	純資産	25,658	21,957	3,700
;	純資産の部合計	5,395	5,139	256
,	価格変動準備金	527	501	26
	危険準備金	1,076	986	90
-	一般貸倒引当金	0	0	▲0
	共同保険式再保険に係る再保険借	20	20	0
1	満期保有目的債券の含み損益	24,193	20,308	3,884
:	責任準備金対応債券の含み損益	1,419	835	584
	土地・建物の含み損益	1,195	1,009	186
	退職給付の未積立債務	▲ 10	▲ 17	7
-	無形固定資産	▲286	▲ 263	▲ 22
	前9項目に係る税効果相当額	▲ 7,878	▲ 6,546	▲ 1,332
-	子会社および関連会社の評価損益	4	▲ 14	18

当社の必要資本は、日本の法定最低水準の資本要件であるソルベンシー・マージン比率 200%を維持するために必要な資本の額と、経済価値ベースの内部モデルから算定されるリスク対応資本の額の大きい方としています。当年度末の必要資本は、主に金利の低下により経済価値ベースの負債が増加したことにより増加しています。

(単位:億円)

		2020年3月末	2019年3月末	増減
修正純	資産	25,658	21,957	3,700
フ	リー・サープラス	9,381	10,014	▲ 633
必	要資本	16,277	11,943	4,333

2. 3 保有契約価値

保有契約価値は確実性等価利益現価から、オプションと保証の時間価値、フリクショナル・コストおよびヘッジ不能リスクに係る費用を控除した額です。当年度末の保有契約価値は、主に金利の低下により、3,768 億円の減少となりました。一方、上記の2.1、2.2のとおり、ALM 目的で保有する債券の価額は、保有契約価値の変化を相殺するように動くことにご留意ください。保有契約価値の内訳は以下のとおりです。

		2020年3月末	2019年3月末	増減
保有契約価値		▲ 8,523	▲ 4,755	▲3,768
	確実性等価利益現価	▲3,178	342	▲ 3,521
	オプションと保証の時間価値	▲ 1,250	▲ 1,408	157
	フリクショナル・コスト	▲298	▲ 234	▲ 63
	ヘッジ不能リスクに係る費用	▲ 3,795	▲ 3,454	▲340

2. 4 新契約価値

新契約価値は、当年度に獲得した新契約の契約獲得時点における価値を表したもので、将来獲得すると見込まれる新契約の価値は含んでいません。

当年度の新契約価値は、金利の低下等により 244 億円の減少となりました。その内訳は以下のとおりです。

(単位:億円)

		2019 年度	2018 年度	増減
新契約価値		669	913	▲ 244
	確実性等価利益現価	732	1,202	▲ 469
	オプションと保証の時間価値	▲ 74	▲ 77	2
	フリクショナル・コスト	▲ 1	1	0
	ヘッジ不能リスクに係る費用	▲ 213	▲ 216	3
	その他の損益	226	6	219

2. 5 新契約マージン

収入保険料現価に対する新契約価値の比率である新契約マージンは以下のとおりです。なお、収入保険料現価の計算は新契約価値計算と同様の前提条件を用いて計算したもので、再保険料控除前の保険料に基づきます。当年度の新契約マージンは、金利の低下等により低下しました。

(単位:億円)

	2019 年度	2018 年度	増減
新契約価値	669	913	▲244
収入保険料現価	14,952	14,262	689
新契約マージン	4.5%	6.4%	▲1.9 ポイント

新契約年間保険料と収入保険料現価の関係は以下のとおりです。

	2019 年度	2018 年度	増減
一時払新契約保険料	2,590	1,327	1,263
平準払新契約年間保険料4	1,045	1,091	▲ 46
平均年間保険料係数5	11.82	11.84	▲0.02

⁴ 平準払新契約年間保険料は1回分の保険料に1年間の払込回数を乗じることで算出しています。

⁵ 平均年間保険料係数は (新契約収入保険料現価 - 一時払新契約保険料) / 平準払新契約年間保険料として計算されます。

2.6 前年度からの変動要因分析

前年度末からの MCEV の変動要因は以下のとおりです。

	フリー・	必要資本	保有契約	MCEV
	サープラス	2000年	価値	WOLV
前年度末 MCEV	10,014	11,943	▲ 4,755	17,202
前年度末 MCEV の調整	▲322	_	_	▲322
調整後 MCEV	9,692	11,943	▲ 4,755	16,880
当年度新契約価値	212	14	443	669
保有契約価値からの貢献	A 1.0	A 0.1	105	157
(リスクフリーレートの割り戻し)	▲ 16	▲ 21	195	157
保有契約価値からの貢献	23	20	100	100
(当年度の期待超過収益)	23	30	136	190
保有契約価値および必要資本から		A 404	400	
フリー・サープラスへの移管	▲ 5	▲ 434	439	_
うち当年度新契約価値からの移管	▲ 572	_	572	_
保険関係の前提条件と実績の差異	87	▲ 153	▲ 23	▲89
保険関係の前提条件の変更	71	▲ 71	85	85
保険事業に係るその他の要因に基づく差異	▲20	20	▲0	▲0
保険事業活動による MCEV 増減	352	▲ 616	1,277	1,013
経済的前提条件と実績の差異	▲ 663	4,949	▲ 5,045	▲ 758
その他の要因に基づく差異	_	_	_	_
MCEV 増減総計	▲311	4,333	▲3,768	254
当年度末 MCEV の調整	_	_	_	
当年度末 MCEV	9,381	16,277	▲8,523	17,135

(1) 前年度末 MCEV の調整

株主配当による減額が反映されています。

(2) 当年度新契約価値

当年度に新契約を獲得したことによる増加額が反映されています。計算方法については4.10をご参照ください。

(3) 保有契約価値からの貢献 (リスクフリーレートの割り戻し)

前年度末 MCEV からのリスクフリーレートによる割り戻しの他に、オプションと保証の時間価値およびヘッジ不能リスクに係る費用の当年度の解放分を含んでいます。

(4) 保有契約価値からの貢献(当年度の期待超過収益)

普通社債、貸付、株式、不動産等の資産を保有していることにより、リスクフリーレートを超えて期待される超過収益を反映しています。当年度期待超過収益を計算するために使用した期待利回りは、前年度末における資産残高に、当社における市場環境見通しや、当年度の運用計画を反映させて作成し、0.073%です。

(5) 保有契約価値および必要資本からフリー・サープラスへの移管

当年度利益に係る保有契約価値からフリー・サープラスへの移管および必要資本の増減によるフリー・サープラスの増減を表しています。前者の利益の移管には、前年度末 MCEV 計算で当年度に実現されると想定した期待利益の移管と、(2)で加算された当年度新契約価値で計算された当年度利益の移管が含まれています。

本項目は MCEV 内部の移管を表すものであり、MCEV 自体が増減することはありません。

(6) 保険関係の前提条件と実績の差異

前年度末 MCEV 計算で当年度に実現されると想定した期待利益のうち保険関係収益に係る前提と実績値の差異と、当年度末保有契約のうち、前年度末に保有していた契約の残存に係る前提と実績の差異による MCEV への影響を表しています。当年度は、必要資本が 153 億円減少していますが、これは新契約単独で評価されていた新契約の必要資本が既契約の必要資本と合算されたときのリスク統合効果によるものです。

(7) 保険関係の前提条件の変更

保険事故発生率、解約・失効率、事業費率等の実績に基づき、将来の前提条件を変更したことによる 影響を表しています。当年度は、事業費率が悪化したものの、保険事故発生率の改善と解約・失効率の 変化等により、保有契約価値は増加しました。

(8) 保険事業に係るその他の要因に基づく差異

MCEV の計算に使用するモデルの改善・修正等による影響を反映しています。

(9) 保険事業活動による MCEV 増減

(2) ~ (8) の合計額です。

(10)経済的前提条件と実績の差異

市場金利やインプライド・ボラティリティ等の経済的前提条件が前年度末 MCEV 計算時点(新契約価値の場合は新契約価値計算時点)の市場環境に織り込まれた想定値と異なることにより将来価値が変化した影響および前年度末 MCEV で当年度に実現されると想定した期待資産運用収益が実績と異なることによる影響を表しています。

保有契約価値は、金利の低下、株価およびインプライド・ボラティリティの変動を含む市場環境の変化による経済シナリオのアップデートにより、確実性等価利益現価が4,938億円減少、オプションと保証の時間価値が191億円減少、フリクショナル・コストが66億円増加、ヘッジ不能リスクに係る費用が287億円増加した他、インフレ率の低下による将来事業費の減少により64億円増加しました。修正純資産の増加の主な要因は、金利の低下による国債の価格上昇です。必要資本の増加の主な要因は金利の低下による経済価値ベースの負債の増加であり、これに伴いフリクショナル・コストとヘッジ不能リスクに係る費用が増加しています。

修正純資産と保有契約価値が大きく変化していますが、ALM の効果により両者はお互いを相殺するように変化することにご留意ください。MCEV トータルの変動額は、金利の低下等による 823 億円の減少と、インフレ率の低下による 64 億円の増加に分解されます。

(11) その他の要因に基づく差異

当年度は対象がありません。

(12) 当年度末 MCEV 調整

当年度は対象がありません。

2. 7 センシティビティ (感応度分析)

前提条件を変更した場合の MCEV および新契約価値へのセンシティビティは以下のとおりです。

MCEV へのセンシティビティ

(単位:億円)

前提条件	前提条件等	MCEV	変化額	変化率
	の変化			
ベースケース	なし	17,135	_	
	50bp 低下	16,753	▲381	▲2%
金利	50bp 上昇	17,232	97	1%
	スワップ	12,345	▲ 4,789	▲28%
株式・不動産の時価	10%下落	16,871	▲ 264	▲ 2%
株式・不動産の				
インプライド・	25%上昇	16,821	▲ 313	▲ 2%
ボラティリティ				
金利スワップションの				
インプライド・	25%上昇	16,945	▲ 190	▲ 1%
ボラティリティ				
維持費	10%減少	17,421	286	2%
解約•失効率	$\times 0.9$	16,614	▲ 521	▲3%
	死亡保険:	17 010	con	4%
 死亡率	$\times 0.95$	17,818	683	4%
グL L 学 	第三分野·	10.074	A 100	
	年金:×0.95	16,974	▲ 160	▲ 1%
罹患率	$\times 0.95$	17,864	728	4%
必要資本	法定最低水準	17,408	272	2%
為替レート	10%円高	16,842	▲ 293	▲ 2%

MCEV の変化額のうち修正純資産と保有契約価値の内訳は以下のとおりです。なお、記載のないものについては保有契約価値のみが変化しており、修正純資産は変化していません。

前提条件	前提条件等	MCEV	修正純資産	保有契約価値
	の変化			
金利	50bp 低下	▲381	10,543	▲ 10,925
並利	50bp 上昇	97	▲ 9,118	9,216
株式・不動産の時価	10%下落	▲264	▲97	▲ 166
為替レート	10%円高	▲293	▲ 171	▲ 121

新契約価値へのセンシティビティ

		tue ton a c	1	(中区・
前提条件	前提条件等	新契約	変化額	変化率
	の変化	価値		
ベースケース	なし	669	_	_
	50bp 低下	483	▲ 185	▲28%
金利	50bp 上昇	820	150	23%
	スワップ	344	▲324	▲ 48%
株式・不動産の時価	10%下落	668	▲0	▲0%
株式・不動産の				
インプライド・	25%上昇	664	4	▲ 1%
ボラティリティ				
金利スワップションの				
インプライド・	25%上昇	650	▲ 19	▲ 3%
ボラティリティ				
維持費	10%減少	689	20	3%
解約・失効率	$\times 0.9$	697	27	4%
	死亡保険:	790	F 1	00/
死亡士	$\times 0.95$	720	51	8%
死亡率	第三分野•	005	A 0	A 10/
	年金:×0.95	665	▲ 3	▲ 1%
罹患率	$\times 0.95$	697	28	4%
必要資本	法定最低水準	669	▲0	▲0%
為替レート	10%円高	647	▲ 21	▲3%

(1) 金利へのセンシティビティ

国内・海外の国債カーブが直ちにパラレルシフトした場合およびスワップのイールドカーブを用いた場合のインパクトを表しています。保有債券等の時価が変動して修正純資産が変化すると同時に、金利ならびに割引率、保有債券の満期に伴い将来購入する新発債券の応募者利回り、株式等の運用利回り等が変化することにより保有契約価値も変化します。ただし、スワップのイールドカーブを用いた場合では修正純資産の値は変動させていません。

ALM 目的で保有する債券により、修正純資産が保有契約価値の変化を相殺する方向に動くことにご留意ください。

MCEV Principles では金利が±100bp変動した場合のセンシティビティの開示が例示されていますが、日本における金利水準を踏まえ、±50bpのセンシティビティを計算しています。また、金利低下のセンシティビティにおいては、下限を設けていません。なお、センシティビティシナリオの作成にあたって、金利モデルにおけるボラティリティに関わるパラメータはベースケースと同一とし、金利の期間構造に関わるパラメータのみ変化させました。超長期部分の金利の補外は、終局金利の水準を変えずに行いました。

なお、新契約価値へのセンシティビティについては、新契約価値に含まれるプレヘッジ資産の含み損益の変化も反映しています。プレヘッジの詳細は、4.10をご参照ください。

当年度の新契約価値へのセンシティビティは、前年度よりプレヘッジが拡大したものの、新契約のセンシティビティの増加が上回りました。

(2) 株式・不動産の時価へのセンシティビティ

株式や不動産の時価が直ちに下落した場合のインパクトを表しています。株式、不動産の時価が変動 して修正純資産が変化すると同時に、資産額が変化することにより保有契約価値も変化します。

(3) 株式・不動産のインプライド・ボラティリティへのセンシティビティ

オプションと保証の時間価値を算出するときに使用する株式のインプライド・ボラティリティが上昇 したときのインパクトを表しています。株式のインプライド・ボラティリティを変化させると、オプションと保証の時間価値が変化するため保有契約価値が変化します。

(4) 金利スワップションのインプライド・ボラティリティへのセンシティビティ

オプションと保証の時間価値を算出するときに使用する金利スワップションのインプライド・ボラティリティが変化したときのインパクトを表しています。オプションと保証の時間価値が変化するため保有契約価値が変化します。

(5) 維持費へのセンシティビティ

維持費が減少した場合のインパクトを表しています。維持費には保有契約から将来時点で当社のライフプランナー(営業社員)等に支払う販売手数料は含まれていません。

(6) 解約・失効率へのセンシティビティ

解約・失効率が低下した場合のインパクトを表しています。

(7) 死亡率へのセンシティビティ

死亡率が低下した場合のインパクトを表しています。死亡保険と第三分野・年金に与える影響がそれ ぞれ異なるため、個別に死亡率へのインパクトを開示します。第三分野・年金としては、災害死亡、傷 害、がん、医療、介護に関する給付を主たる給付とする主契約・特約および個人年金を対象としました。 なお、マネジメント・アクションの反映は行っていません。

(8) 罹患率へのセンシティビティ

第三分野商品の疾病等への罹患率が低下した場合のインパクトを表しています。

(9) 必要資本へのセンシティビティ

必要資本を、法定最低水準の資本要件であるソルベンシー・マージン比率 200%を維持する水準とした場合のインパクトを表しています。

(10) 為替レートへのセンシティビティ

為替レートが直ちに円高となった場合のインパクトを表しています。外貨建資産および負債が変動して修正純資産が変化すると同時に、保有契約価値も変化します。

(11) その他

センシティビティに関する注意事項は以下のとおりです。

- フリクショナル・コストおよびヘッジ不能リスクに係る費用は、(9)必要資本へのセンシティビ ティにおいてフリクショナル・コストを変動させていることを除いて、その他のセンシティビティでは変動させていません。
- 子会社および関連会社の価値は、(2)株式・不動産の時価へのセンシティビティおよび(10) 為替レートへのセンシティビティにおいて子会社および関連会社の株式を変動させていることを除いて、その他のセンシティビティでは変動させていません。
- 同時に複数の前提条件を変更した場合のインパクトはそれぞれの項目のインパクトの合計とはなりません。

3. 前提条件

3. 1 経済要因に係る前提条件

MCEV の計算では 2020 年 3 月末の経済要因に係る前提条件を使用しています。

(1) リスクフリーレート (無リスク金利)

確実性等価プロジェクションにおいては、参照金利として **2020** 年 3 月末における日本国債および 米国債の金利を用いています。

キャッシュ・フローが合理的に予測可能であり非流動的であるため流動性プレミアムを適用することが適切であると考えられる対象商品がないことから、リスクフリーレートに流動性プレミアムは加算していません。

市場データのない超長期部分の補外については、終局金利を用いた方法としています。具体的には、終局金利を 3.5%、補外開始年度を 40 年目(米ドル:30 年目)とし、41 年目(米ドル:31 年目)以降のフォワードレートは、20 年間(米ドル:30 年間)で終局金利の水準に収束するように Smith-Wilson 法により補外しています。これらは主に ICS の議論を参考に設定しました。なお、補外開始年度を 40 年目(米ドルの場合は 30 年目)とした理由は以下のとおりです。

- ・ 年限40年(米ドル:30年)の国債は高い流動性があり、市場データが取得可能であること
- ・ 当社は年限 $30\sim40$ 年(米ドル: 30 年)の国債を多く保有しており、資産と負債の評価の整合性を確保すること

計算に使用した主な期間のリスクフリーレート(パーレート換算)は以下のとおりです。

	日本	円	米〕	ドル
期間	2020年	2019年	2020年	2019年
	3月末	3月末	3月末	3月末
1年	▲0.15%	▲0.18%	0.16%	2.39%
5年	▲0.12%	▲0.20%	0.38%	2.23%
10年	0.03%	▲0.08%	0.67%	2.41%
20年	0.31%	0.34%	1.05%	2.63%
30年	0.42%	0.51%	1.32%	2.82%
40年	0.44%	0.58%	1.57%	2.87%
50年	0.83%	0.94%	1.78%	2.93%
60年	1.10%	1.19%	1.91%	2.96%
70年	1.27%	1.35%	1.99%	2.98%
80年	1.37%	1.44%	2.04%	3.00%

(データ:日本国債は財務省(補外後)、米国債は Bloomberg(補外後))

また、2.7 (1)のスワップ金利によるセンシティビティの補外開始年度および収束年度はベースケースと同一としています。

スワップ金利によるセンシティビティの計算に使用したリスクフリーレート (パーレート換算) は 以下のとおりです。

11 0 88	日本円	米ドル
期間	2020年3月末	2020年3月末
1年	▲0.02%	0.67%
5年	▲0.05%	0.52%
10年	0.03%	0.72%
20 年	0.14%	0.86%
30 年	0.20%	0.88%
40 年	0.21%	1.22%
50 年	0.63%	1.49%
60 年	0.94%	1.66%
70年	1.13%	1.76%
80 年	1.25%	1.83%

(データ: Bloomberg (補外後))

(2) 金利モデル

金利モデルは 2020 年 3 月末の市場にキャリブレーションされており、パラメータはイールドカーブ と期間の異なる複数の金利スワップションのインプライド・ボラティリティから推計しています。 オプションと保証の時間価値を算出するための確率論的手法では 1,000 シナリオを使用しています。 これらのシナリオはミリマン・インク (Milliman, Inc.) によって生成されたものを使用しています。 推計に使用した金利スワップションのインプライド・ボラティリティは以下のとおりです。

2020年3月末 (bp)

スワップ	オプション	日本円	米ドル	ユーロ	英ポンド
期間	期間				
1年	1年	15.6	37.4	25.1	30.2
10 年	1年	23.5	73.5	60.8	64.6
10 年	10年	26.6	59.8	57.7	59.7
10 年	20年	29.5	53.0	53.1	56.8
20 年	1年	32.2	77.1	72.3	68.0
20 年	10年	31.4	56.7	54.3	57.6
20 年	20年	32.2	51.5	49.1	53.4

(データ: Markit)

2019年3月末 (bp)

スワップ	オプション	日本円	米ドル	ユーロ	英ポンド
期間	期間				
1年	1年	11.3	60.2	17.4	39.7
10年	1年	16.2	58.8	38.7	58.6
10年	10年	28.7	62.9	52.8	59.9
10年	20年	33.7	55.8	49.5	54.6
20 年	1年	21.6	54.6	39.9	56.1
20 年	10年	31.3	57.7	48.2	55.7
20 年	20年	36.0	51.9	44.3	50.2

(データ: Markit)

(3) 為替・株式のインプライド・ボラティリティ

取得データは期間の異なる複数のオプションから算出したスポットレートのインプライド・ボラティリティです。なお、インプライド・ボラティリティはすべてアット・ザ・マネーのものです。

為替、株価指数ともに期間 10 年超のデリバティブは流動性が低いため、11 年目以降のフォワード・インプライド・ボラティリティは 10 年目と同一として設定しました。

推計に使用したインプライド・ボラティリティは以下のとおりです。

2020年3月末

		為替			株	式	
期間	米ドル	ユーロ	英ポンド	日本	米国	ユーロ	英国
	/円	/円	/円	TOPIX	S&P	SX5E	FTSE
1年	9.3%	9.6%	12.0%	25.0%	29.9%	27.2%	26.5%
5年	7.9%	8.7%	11.7%	19.6%	23.0%	21.0%	19.2%
10年	8.9%	9.9%	12.8%	18.3%	24.0%	20.8%	17.9%

(データ:為替は Bloomberg、株式は Markit)

2019年3月末

		為替			株	式	
期間	米ドル	ユーロ	英ポンド	日本	米国	ユーロ	英国
	/円	/円	/円	TOPIX	S&P	SX5E	FTSE
1年	7.1%	8.3%	10.7%	15.7%	15.0%	14.0%	13.5%
5年	8.4%	9.5%	11.3%	16.5%	18.3%	15.8%	14.6%
10年	10.7%	11.4%	12.6%	17.3%	21.4%	16.8%	15.4%

(データ:為替は Bloomberg、株式は Markit)

(4) 相関係数

相関係数は市場整合的なデータが存在しないため、2015 年 4 月から 2020 年 3 月末までの 5 年間における各指数の月次リターンから相関係数を計算しました。

2020年3月末

2020	下 3 月 木										
	日本円	米ドル	ユーロ	英ポンド	米ドル	ユーロ	英ポンド	TOPIX	S&P	SX5E	FTSE
	金利	金利	金利	金利	/円	/円	/円				
	1年	1年	1年	1年							
日本円											
金利	1.00	0.03	0.31	0.14	0.41	0.51	0.42	0.33	0.11	0.08	▲0.07
1年											
米ドル											
金利	0.03	1.00	0.12	0.41	0.19	0.16	0.28	0.36	0.44	0.48	0.47
1年											
ユーロ											
金利	0.31	0.12	1.00	0.21	0.08	0.30	0.28	0.29	0.16	0.16	0.06
1年											
英ポンド											
金利	0.14	0.41	0.21	1.00	0.15	0.26	0.43	0.33	0.30	0.39	0.13
1年											
米ドル	0.45	0.10	0.00	0.17	1.00	0.00	0.51	0.50	0.10	0.00	0.10
/円	0.41	0.19	0.08	0.15	1.00	0.66	0.71	0.58	0.16	0.36	0.12
ユーロ	0.71	0.10	0.00	0.00	0.00	1.00	0.50	0.55	0.00	0.00	0.00
/円	0.51	0.16	0.30	0.26	0.66	1.00	0.78	0.55	0.20	0.23	0.03
英ポンド	0.40	0.00	0.00	0.40	0.71	0.70	1.00	0.70	0.40	0.50	0.10
/円	0.42	0.28	0.28	0.43	0.71	0.78	1.00	0.70	0.42	0.50	0.10
modin	0.00	0.00	0.00	0.00	0.50	0.55	0.50	1.00	0.70	0.50	0.55
TOPIX	0.33	0.36	0.29	0.33	0.58	0.55	0.70	1.00	0.76	0.76	0.57
G O D	0.11	0.44	0.10	0.00	0.10	0.00	0.40	0.50	1.00	0.01	0.50
S&P	0.11	0.44	0.16	0.30	0.16	0.20	0.42	0.76	1.00	0.81	0.72
CVEE	0.00	0.40	0.10	0.00	0.00	0.00	0.50	0.70	0.01	1.00	0.55
SX5E	0.08	0.48	0.16	0.39	0.36	0.23	0.50	0.76	0.81	1.00	0.77
EWCE	A 0 07	0.47	0.00	0.19	0.10	0.02	0.10	0.57	0.79	0.77	1.00
FTSE	▲0.07	0.47	0.06	0.13	0.12	0.03	0.10	0.57	0.72	0.77	1.00

(データ:日本円金利は財務省、その他は Bloomberg)

2019年3月末

	日本円	米ドル	ユーロ	英ポンド	米ドル	ユーロ	英ポンド	TOPIX	S&P	SX5E	FTSE
	金利	金利	金利	金利	/円	/円	/円				
	1年	1年	1年	1年							
日本円											
金利	1.00	0.17	0.16	0.25	0.35	0.36	0.42	0.31	0.11	0.24	▲0.07
1年											
米ドル											
金利	0.17	1.00	0.18	0.22	0.26	0.30	0.34	0.25	0.08	0.14	▲ 0.13
1年											
ユーロ											
金利	0.16	0.18	1.00	0.14	0.00	0.31	0.24	0.12	0.12	0.06	▲ 0.03
1年											
英ポンド	0.05	0.00	0.14	1.00	0.00	0.10	0.00	0.01	0.05	0.00	A 0 10
金利 1年	0.25	0.22	0.14	1.00	0.09	0.16	0.29	0.21	0.05	0.20	▲ 0.18
米ドル											
/円	0.35	0.26	0.00	0.09	1.00	0.67	0.73	0.59	0.14	0.37	0.08
ユーロ /円	0.36	0.30	0.31	0.16	0.67	1.00	0.77	0.47	0.22	0.12	▲0.05
英ポンド											
/円	0.42	0.34	0.24	0.29	0.73	0.77	1.00	0.69	0.39	0.44	▲0.01
TOPIX	0.31	0.25	0.12	0.21	0.59	0.47	0.69	1.00	0.69	0.72	0.43
S&P	0.11	0.08	0.12	0.05	0.14	0.22	0.39	0.69	1.00	0.63	0.54
SX5E	0.24	0.14	0.06	0.20	0.37	0.12	0.44	0.72	0.63	1.00	0.64
FTSE	▲0.07	▲0.13	▲0.03	▲0.18	0.08	▲0.05	▲0.01	0.43	0.54	0.64	1.00

(データ:日本円金利は財務省、その他は Bloomberg)

(5) 為替

外貨建資産の時価および米ドル建保険の評価額は 2020 年 3 月末の為替レート (TTM:電信仲値相場) により日本円に換算しました。主要通貨の為替レートは次のとおりです。

	2020年3月末	2019年3月末
1米ドル	108.83 円	110.99 円
1ユーロ	119.55 円	124.56 円
1 英ポンド	133.32 円	144.98 円

3.2 将来の資産配分

(1) 一般勘定資産配分

個人保険、個人年金については無配当区分、利差配当区分、積立利率変動型終身保険区分、外貨建保 険区分に分類して区分経理を行っています。確率論的手法を行うときの一般勘定資産配分は各区分で 2020年3月末の資産構成割合に基づき設定し、以後この資産構成割合を維持しています。

(2) 特別勘定資産配分

特別勘定内では8つのファンドを持っており、プロジェクション開始時点のファンド配分は 2020 年3月末のファンド配分比率に基づき設定し、以後この配分比率を維持するための調整は行っていません。

3.3 その他の前提条件

保険事故発生率、解約・失効率、事業費率等の前提条件は 2020 年 3 月末のベスト・エスティメイトに基づき、商品ごとに設定しました。ベスト・エスティメイト前提とは過去、現在の実績および将来期待される前提条件を考慮することによって設定されます。前提条件に対して将来期待される変化は、十分な根拠が見込まれるときだけ考慮されるものです。保険事故発生率については悪化トレンドを織り込みましたが、それ以外に使用したベスト・エスティメイト前提には将来期待される変化は見込まれていません。各前提条件の設定方法は次のとおりです。

(1) 保険事故発生率

直近3年間の実績等に基づき設定しました。第三分野商品については法定のストレステストを行うために実績データを分析した際、保険事故発生率(死亡率を除く)の悪化トレンドが確認できた商品については悪化トレンドを考慮しています。

(2) 解約・失効率

ベースとなる解約・失効率は直近4年間の実績等に基づき設定しており、金利水準または運用パフォーマンスに応じた動的前提も設定しています。動的前提を設定している商品は以下のとおりです。

- 変額保険
- 積立利率変動型終身保険
- 5年ごと利差配当付商品
- 無配当終身保険(米ドル建保険を含む)
- 無配当養老保険(米ドル建保険を含む)
- 無配当学資保険

なお、変額保険以外については、金利や最低保証額に対する積立金の水準と解約・失効率の関係について、当社の実績データから明確な相関関係が確認できていないため、類似商品の実績や国内外の実務の動向を参考とし、動的解約率の設定を行いました。当該商品の動的解約率については、今後とも実績データの動向を注視しつつ、類似商品の実績や国内外の実務の動向を参考にしながら改善を図っていきます。

(3) 保険料自在払込型商品

保険料自在払込型商品の保有契約はないため、特段の前提条件を使用していません。

(4) 更新率

過去の更新実績に基づき設定しました。なお、更新後の逆選択による保険事故発生率の悪化も反映しています。

(5) 事業費率

直近1年間の事業費の実績と直近3年間の減価償却費に基づき、契約の維持管理や保険金等の支払にかかる経費の単価(ユニットコスト)を設定しました。なお、直近3年間の減価償却費から、将来、経常的に発生しないと考えられる一時的な費用を除いた金額の平均額を、将来生じるシステム関連費用等として、ユニットコストに反映しています。一時的に発生した費用として減価償却費から除外した費用は14億円(2019年度ベース)で、システム更改等による費用です。

MCEV Principles では、対象事業の管理のためにグループ内の他の企業でコストが生じている場合、その損益についてもルックスルーで評価することが求められています。親会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式会社との関係では、同社に支払う経営管理料をユニットコストに含めています。また、子会社であるソニー生命ビジネスパートナーズ株式会社からサービスの提供を受けていますが、その対価として同社に支払う外注委託費はユニットコストに含めています。その他、子会社、関連会社との関係では、子会社、関連会社の管理のために当社に生じているコストをユニットコストに含めることとしています。これ以外のルックスルーの効果は考慮していません。

(6) 実効税率

28.00%としました。

(7) 消費税率

2019 年 9 月以前の消費税率を 8%とし、2019 年 10 月以降の消費税率を 10%として事業費の増加を反映しました。

(8) インフレ率

当初 40 年間のインフレ率は、10 年物インフレスワップ金利を参考に、0.000%としました。41 年目 以降のインフレ率については、リスクフリーレートの超長期部分の補外方法との整合性を考慮し、60 年 目に 2.0% (終局金利に反映されているインフレ率) となるように徐々に上昇することとしました。

4. MCEV の計算方法

4. 1 対象事業

当社および当社の子会社、関連会社が行う事業を対象としています。

4. 2 子会社および関連会社の取扱方法

子会社および関連会社については以下の額を修正純資産の計算に反映しています。

- ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社は、純資産の部の合計額に、価格変動準備金および危険準備金を加算し、無形固定資産および修正共同保険式再保険に係る再保険貸(将来の償却コスト相当額)を控除した額で91億円です。
- SA Reinsurance Ltd.は、US-GAAP に基づく財務諸表(資産および負債の大部分は公正価値評価)における純資産の部の合計額で 249 億円です。
- Sony Life Singapore Pte.Ltd.は、日本の会計基準に基づく帳簿価額に為替評価の含み損益相当額 (税効果後) を加算した額で4億円です。
- それ以外の会社については日本の会計基準に基づく帳簿価額で15億円です。

子会社および関連会社の価値はこれ以外には含まれず、その他の結果はすべて当社単体の結果となります。

4.3 再保険の取り扱い

保有契約の一部に再保険を活用しているため、プロジェクションにおいては再保険料を費用、再保険金および出再保険受入手数料を収入として計上しています。なお、日本の会計基準では、共同保険式再保険で収受した出再保険受入手数料の一部は再保険借に計上され、利益認識が繰り延べられています。そのため、修正純資産の計算においては、共同保険式再保険に係る再保険借の金額を加算しています。

4. 4 5年ごと利差配当契約の取り扱い

2019 年度決算と同様の配当率設定方法に基づき、将来の運用利回りの水準に応じた配当を勘案して確実性等価利益現価およびオプションと保証の時間価値に反映しています。

4. 5 MCEV

MCEV は対象事業のリスク全体について十分な考慮をした上で、対象事業に割り当てられた資産から発生する株主への分配可能利益の現在価値のことで、修正純資産と保有契約価値から構成されています。

4. 6 修正純資産

修正純資産は、計算基準日において対象事業に割り当てられた資産で、その時価が法定責任準備金およびその他の負債を超過する額として計算されています。具体的には、日本の会計基準に基づき、貸借対照表の純資産の部の合計額に、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金、共同保険式再保険に係る再保険借(将来の利益相当額)、満期保有目的債券の含み損益、責任準備金対応債券の含み損益、土地・建物の含み損益を加え、退職給付の未積立債務、無形固定資産を控除した後、これら前9項目の税効果相当額を差し引いて、子会社および関連会社の評価損益を加えたものです。修正純資産は必要資本

とフリー・サープラスに分けられます。

4. 7 必要資本

MCEV Principles では、必要資本とは、保有契約に係る債務の履行のため法定負債に相当する資産に加えて保持すべき資産額であり、株主への分配が制限される性質のものとされています。その水準は、法定の最低水準と会社の内部目標水準のどちらか大きい方とされています。会社の内部目標水準とは、営業上あるいはリスク管理上会社が必要とみなす水準ないし会社が目指す信用格付けを得るために必要とされる水準を言います。

当社の必要資本は、日本の法定最低水準の資本要件であるソルベンシー・マージン比率 200%を維持するために必要な資本の額と、経済価値ベースの内部モデルから算定されるリスク対応資本の額の大きい方としています。当年度末の必要資本は後者から生じています。

内部モデルから算定される必要資本は、経済価値ベースの負債と経済価値ベースのリスク量の合計額のうち、法定責任準備金(除く危険準備金)を上回る部分です。 経済価値ベースのリスク量は、1年 VaR99.5%水準とし、EU ソルベンシー IIや日本国内における経済価値ベースのソルベンシー規制動向を参考にし、当社のリスク特性を考慮した内部モデルを採用しています。

当年度末の経済価値ベースのリスク量は税後換算で8,052億円です。なお、税後換算で使用した実効税率は28.00%です。必要資本は1 兆 6,277億円となり、これは法定最低水準の必要資本の4133.6%に相当します。

今後も当社の保険事故発生率等のデータの分析や、国際会計基準の動向や経済価値ベースの保険負債の評価方法やソルベンシー・マージン基準の動向等、国内外の状況を勘案し、必要に応じて内部モデルの見直しを検討していきます。内部モデルの計測対象とする主要なリスクの計測手法は、以下のとおりです。

(1) 市場リスク

当社の抱える市場リスクの特性を踏まえ、EU ソルベンシーⅡの標準的手法に従って計測したリスク量や従来の計測方法によるリスク量では信頼水準 99.5%のリスク量として不十分と考えられる項目について、適宜変更しています。

円金利リスクについては、イールドカーブの変動リスクをより精緻にとらえるために、主成分分析を 用いる方法(イールドカーブの形状変化を平行移動・傾き・曲率の3成分に分解し、成分ごとにイール ドカーブにショックを与える方法)を採用しています。

(2) 保険リスク

死亡率の悪化または改善、罹患率の悪化、解約率の変動等により保険前提が変動することによる経済 価値ベースの保険負債の変動をリスク量として算出しています。自社の経験データ等に基づき、自社の リスク特性を反映した内部モデルを使用しています。

(3) オペレーショナルリスク

EU ソルベンシーⅡの標準的手法に準じます。

4.8 フリー・サープラス

修正純資産のうちの必要資本以外の部分のことです。

4. 9 保有契約価値

保有契約価値は確実性等価利益現価からオプションと保証の時間価値、フリクショナル・コスト、ヘッジ不能リスクに係る費用を控除した額として計算されます。

4.10 新契約価値

新契約価値は、当年度に獲得した新契約の獲得時点における価値を表したもので、対象契約は当社が 開示している決算情報と整合的です。新契約価値には将来獲得すると見込まれる新契約の価値は含んで いません。

保有契約価値と同様、確実性等価利益現価からオプションと保証の時間価値、フリクショナル・コスト、ヘッジ不能リスクに係る費用を控除した額を計算しますが、さらにその他の損益として、新契約の金利リスクをヘッジするために新契約獲得前に購入した資産の含み損益等(プレヘッジ損益)を加えています。今期は米ドル金利が大幅に低下したことにより米ドル建商品に係るプレヘッジ損益が増加しました。ヘッジ不能リスクに係る費用については、新契約と既契約のリスク統合効果を反映し、当年度に新契約を獲得したことによる増分を計上しています。

計算に使用した前提条件は、解約・失効率、経済要因に係る前提条件およびインフレ率以外については、前年度末保有契約価値と同一です。これらの前提条件を当年度末保有契約価値と同一にした場合との差額は、2.6.(7)に含まれます。

解約・失効率については、新契約獲得月直前の四半期末時点の前提条件を使用しています。これらの 前提条件を当年度末保有契約価値と同一にした場合との差額は、2.6.(7)に含まれます。

経済要因に係る前提条件およびインフレ率については、各月末時点の前提条件を使用しています。これらの前提条件を当年度末保有契約価値と同一にした場合との差額は、2.6.(10)に含まれます。

4. 11 確実性等価利益現価

確実性等価利益現価は対象事業から発生する将来キャッシュ・フローに基づく利益の現在価値です。 すべての資産の運用利回りおよび割引率の前提をリスクフリーレートとしています。

確実性等価利益現価にはオプションと保証の本源的価値が反映されています。

4. 12 オプションと保証の時間価値

オプションと保証の時間価値はリスク中立シナリオによる確率論的手法を用いて計算しました。オプションと保証の時間価値は確実性等価利益現価と確率論的な将来利益の現在価値の差として計算されます。

オプションと保証の時間価値では以下のものが考慮されています。

変額保険の最低死亡保証

積立金が予定責任準備金を上回る場合にはその上回った部分は契約者に帰属しますが、積立金が 予定責任準備金を下回る場合には、変額保険の最低死亡保証給付を行うためのコストは、株主に帰 属します。

積立利率変動型終身保険の最低利率保証

運用利回りが予定利率を上回った場合にはその上回った部分は契約者の積立金に反映されますが、運用利回りが予定利率を下回った場合には予定利率が保証されるため、そのコストは株主に帰属します。

• 5年ごと利差配当付商品の利差配当

運用利回りが予定利率を上回った場合にはその上回った部分が契約者配当の原資となり、5年ごとに契約者に利差配当が支払われます。そのため利差益はそのすべてが株主の帰属とならない一方で、利差損は株主の帰属となります。

解約オプション

保険契約において、契約者はさまざまなオプションを有していますが、その中で金利上昇時に契約者が解約の権利を行使した場合のコストを反映しています。なお、変額保険以外については、金利や最低保証額に対する積立金の水準と解約・失効率の関係について、当社の実績データから明確な相関関係が確認できていないため、類似商品の実績や国内外の実務の動向を参考とし、動的解約率の設定を行いました。当該商品の動的解約率については、今後とも実績データの動向を注視しつつ、類似商品の実績や国内外の実務の動向を参考にしながら改善を図っていきます。

4. 13 フリクショナル・コスト

フリクショナル・コストは将来の各時点における必要資本をサポートする資産の運用に係る経費および税金の現在価値としました。

4. 14 ヘッジ不能リスクに係る費用

確実性等価利益現価には反映されないキャッシュ・フローの非対称性に係るリスクは、オプションと 保証の時間価値に完全に反映されているため、ヘッジ不能リスクに係る費用としては、経済要因以外の 前提条件の不確実性および経済要因に係る前提条件のうちヘッジ不能と考えられる部分を反映しました。 内部モデルを用いて計算したリスクマージンをヘッジ不能リスクに係る費用としており、資本コスト 法を用いて計算を行っています。

4. 15 資本コスト率

EU ソルベンシーII では、資本コスト法に用いる資本コスト率は 6%とされています。これに対し、ヨーロッパの主要保険会社の CRO (Chief Risk Officer) が参加する CRO フォーラムは、いくつかの試算を示し 2.5%から 4.5%が適正な水準ではないかと提言しています。当社は、CRO フォーラムの考え方に基づき、日本の長期の株式リスクプレミアム、ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社のベータ、ヘッジ可能リスクである当社の株式リスクエクスポージャーがソニーフィナンシャルホールディングス株式会社のベータに与えていると考えられる影響を考慮し、MCEV の枠組みに整合的な資本コスト

率を 3.0%と設定しました。ただし、資本コスト率の設定方法については、未だ業界標準が確立されていないため、今後見直す可能性があります。

5. 第三者機関によるレビューについての意見書

当社は、MCEV評価について専門的な知識を有する第三者機関(アクチュアリー・ファーム)ミリマン・インク(Milliman, Inc.)に算出手法、前提条件および算出結果のレビューを依頼し、以下の意見書を受領しています。

ミリマン・インク(以下「ミリマン」)は、ソニー生命保険株式会社(以下「ソニー生命」)が 2020年3月31日現在の市場整合的エンベディッド・バリュー(以下「MCEV」)を計算するにあたり、計算手法、前提条件、および計算結果を検証するよう依頼されました。検証対象は、2020年3月31日現在のエンベディッド・バリュー、センシティビティ、新契約価値、および2019年3月31日 現在のMCEVからの変動要因分析です。

ソニー生命取締役会は、2020年6月9日付プレスリリースにおいて、エンベディッド・バリューの計算手法、前提条件、および計算結果は、下記項目を除いてEuropean Insurance CFO Forum Market Consistent Embedded Value Principles©1(以下「MCEV Principles」)に準拠している旨を表明しました。

- MCEV Principles では参照金利としてスワップレートを用いることと定められているが、本 MCEV 計算値では参照金利として国債レートを用いていること。
- 本 MCEV 計算値は、ソニー生命の親会社であるソニーフィナンシャルホールディングス株式 会社の連結ベースの値ではなく、ソニー生命のみに係る計算値であること。
- ソニー生命単体の計算値であるため、MCEV Principles に定める Group MCEV の計算は行っていないこと。
- ソニー生命の子会社および持分法適用の関連会社については、生命保険事業としての評価は 行わず、以下の額を修正純資産の計算に反映していること。
 - ・ ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社は、純資産の部の合計額に、価格変動準備金および危険準備金を加算し、無形固定資産および修正共同保険式再保険に係る再保険貸(将来の償却コスト相当額)を控除した額
 - SA Reinsurance Ltd.は、US-GAAP に基づく財務諸表(資産および負債の大部分は公正 価値評価)における純資産の部の合計額
 - · Sony Life Singapore Pte.Ltd.は、日本の会計基準に基づく帳簿価額に為替評価の含み損益相当額(税効果後)を考慮した額
 - ・ それ以外の会社については日本の会計基準に基づく帳簿価額

1 Copyright ${\rm @}$ Stichting CFO Forum Foundation 2008

ミリマンは、上記段落に記載された点を除き、適用された計算手法および前提条件がMCEV Principlesに準拠したものであると結論付けました。具体的には、以下のとおりです。

- 非経済前提は、過去および現在の実績、また将来見込まれる経験を踏まえて設定されています。
- 経済前提は、相互に整合的であり、また、評価基準日における観察可能な市場データとも整合 的です。
- ソニー生命の計算手法は、対象事業に係るリスク全体を反映しています。適用された主な計算 手法は以下のとおりです。
 - ・ 確率論的計算に基づきフィナンシャル・オプションおよび保証コストを控除
 - ・ ヘッジ不能リスクに対するコストを控除
 - ・ 必要資本に関するフリクショナル・コストを控除
- 有配当契約について、プロジェクションに用いられた前提条件およびシナリオは、実務における契約者と株主の間の利益分配、契約者配当の設定、およびその他経営施策と整合的です。

ミリマンは、ソニー生命が策定したMCEVの計算手法、前提条件、計算結果、および分析について検証を行いました。ただし、これはあらゆる観点から詳細な検証を行ったことを意味するものではありません。ミリマンの検証の過程において、ソニー生命と、MCEVの計算および定義に関する様々な論点を特定し検討を行いました。こうした検討およびその後の対応に基づき、開示されたMCEVの計算結果、新契約価値、センシティビティ、前期からの変動要因分析に対して重大な影響を及ぼすような問題は確認されませんでした。上述の結論に至るにあたり、ミリマンはソニー生命から提供されたデータおよび情報に依拠しています。

MCEVの計算は、経済・事業環境、税制、その他多くの前提に依存します。その多くは、個別会社の管理能力を超えた領域に属します。適用された計算手法および前提条件は、MCEV Principlesに準拠していますが、一般に、前提条件と将来の実現値は異なるものです。前提条件と実現値の乖離は、計算結果に重大な影響を及ぼす場合があります。

本意見書は、ソニー生命との契約条件に則り、ソニー生命のためにのみ作成しています。ミリマンは、ミリマンが実施した確認業務あるいはミリマンが作成した本意見書および本意見書の内容について、適用法で許容される限り、ソニー生命以外の第三者に対して、いかなる責任、注意義務あるいは法的責任を負うものではありません。

以 上

6. 用語集

	用語	説明
あ	ICS(Insurance Capital	保険監督者国際機構(IAIS)が国際的に活動する保険会社グループ
	Standard)	(IAIGs) を対象として策定中の資本規制です。
	アプレイザル・	株主が保有契約および将来の新契約から受け取るキャッシュ・フロー
	バリュー	のプロジェクションに基づいた会社価値のことで、現時点の MCEV に
		将来獲得する新契約価値を加えたものとして定義されています。
	EU ソルベンシーⅡ	欧州連合 (European Union) において 2016 年 1 月に導入された保険
		監督規制(経済価値ベースのソルベンシー規制)のことを指します。
	インプライド・	現在のオプション価格から逆算した将来の予測変動率のことで、価格
	ボラティリティ	変動に対する市場の期待値を表します。
	オプションと保証	オプションと保証には次のような特徴があります。
		・ 保険契約者に付与された約定の権利で、それを行使することによ
		って契約に係るキャッシュ・フローが左右されます。その例とし
		て解約権の行使があります。
		・ 保険金や契約者価格等に関する保証のことです。その例として変
		額保険の最低死亡保証があります。
カュ	確実性等価利益現価	確実性等価利益現価は対象事業から発生する将来キャッシュ・フロー
		から算出される利益の現在価値です。
	キャリブレーション	確率論的手法に用いるモデルの各種パラメータを市場整合的に設定す
		ることです。
さ	時間価値と	オプション価値は時間価値と本源的価値という2つの要素を持ってい
	本源的価値	ます。本源的価値は確実性等価の条件によるオプションの価値のこと
		です。時間価値はオプション価値のうち本源的価値以外の価値で、確
		実性等価利益現価と確率論的な将来利益の現在価値の差として計算さ
		れます。
	資本コスト法	リスクマージンを計算する際の一手法で、将来期間において、所要の
		資本を維持するための費用の現在価値を取ることによって、リスクの
		コストが決定されるアプローチのことです。
	終局金利	将来のフォワードレートが終局的に一定の水準に収束するという考え
		方に基づいて設定される終局のフォワードレートです。マクロ経済的
		な手法等に基づいて決定されます。
は	非金融リスク	死亡リスク、長寿リスク、疾病リスク、事業費リスク、解約リスク、
		オペレーショナルリスク等のリスクのことです。

	用語	説明
	非対称リスク	前提条件に対して上下対称な変化を与えたとき、キャッシュ・フロー
		の変化が対称にならないリスクのことです。変額保険の最低保証や契
		約者配当等のリスクが該当します。これらのリスクは確率論的手法に
		より評価され、オプションと保証の時間価値として表されています。
	必要資本	MCEV Principles では、必要資本は法定責任準備金(除く危険準備金)
		を超えて維持すべき資本であり、法定最低水準を維持するためのソル
		ベンシー資本と、会社が独自に設定した水準を満たすため、あるいは
		会社が目指す信用格付けを得るために必要とされる資本のうちの大き
		い額であるとされています。
		当社の必要資本は、ソルベンシー・マージン比率 200%に相当する資
		本の額と、経済価値ベースの内部モデルから算定されるリスク対応資
		本の額の大きい方としています。
	フリー・サープラス	修正純資産のうちの必要資本以外の部分のことです。
	フリクショナル・	将来の各時点における必要資本をサポートする資産の運用に係る経費
	コスト	および税金の現在価値のことです。
	ベスト・エスティメイト	将来の発生が最も期待される前提条件のことです。
	前提	
	ヘッジ不能	リスクをヘッジするための十分に流動性のある資本市場が存在しない
	非金融リスク	場合の非金融リスクのことです。
	ヘッジ不能リスク	ヘッジ不能リスクは、ヘッジ不能金融リスクとヘッジ不能非金融リス
		クから構成されています。
	ヘッジ不能リスクに	確実性等価利益現価には反映されないキャッシュ・フローの非対称性
	係る費用	に係るリスクは、オプションと保証の時間価値に完全に反映されてい
		るため、ヘッジ不能リスクに係る費用としては、経済要因以外の前提
		条件の不確実性および経済要因に係る前提条件のうちヘッジ不能と考
		えられる部分を反映しました。将来のヘッジ不能リスクに係る必要資
		本を維持するために必要な費用を現在価値評価したものです。
5	リスク中立確率	複数の将来期待される価格を、現在のリスクフリーレートで割り引い
		たときに、現在の価格と一致するように算出される擬似的な確率のこ
		とです。
	リスク中立シナリオ	リスク中立確率の下で生成される金利シナリオのことです。
	リスクフリーレート	MCEV Principles に定められる Reference Rate (参照金利) のことを
		リスクフリーレートと記載しています。MCEV Principles では
		Reference Rate は対象キャッシュ・フローの通貨に対する金利スワッ
		プレートとすべきとされています。
	リスクマージン	経済価値ベースの保険負債を評価する際に考慮するヘッジ不能リスク
		に対応する資本を保持するためのコストのことです。

用語		説明
	ルックスルー	グループ内の一部分ではなく、グループ全体についての影響を測定す
		る手法のことです。

以上